

京都市告示第185号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和2年6月25日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	八瀬水0159号	左京区八瀬秋元町旧88番地の1地先 同町592番地地先	
2	西院水0013号	右京区西院乾町87番地の2地先 同町21番地の5地先	
3	御陵水5004号	山科区御陵岡ノ西町66番地地先 同町66番地の1地先	
4	松尾水0056号	西京区松尾東ノ口町20番地地先 同町23番地の1地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	嵯峨野水0077号	右京区嵯峨野宮ノ元町66番地地先 同町63番地地先	
2	久世水0283号	南区久世上久世町29番地の1地先 同町72番地の1地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	上弓削岡ノ元水3号	右京区京北上弓削町岡ノ元6番地地先 同町5番地地先	
2	勧修寺水0034号	山科区勧修寺南大日町18番地の1地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)